

教第 53 号議案

「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき行う協議及び委任」について

「神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会」に係る事務の一部について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会と市長が行う協議および委任の内容を別紙のとおり決定する。

令和元年 10 月 24 日提出

## 地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき行う協議及び委任について

### 1. 協議内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、(1) に加え、(2) 及び (3) を行財政局長及び行財政局の職員に委任することについて。

- (1) 神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会の委員の選任
- (2) 神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会の庶務（教育委員会事務局総務部教職員課が行うものを除く）
- (3) 上記に付随する業務

### 2. 協議理由

教育委員会として設置する調査委員会の中立性、公平性を担保するため。

### 3. 協議実施及び委任期日

令和元年 10 月 日